



埼玉県報

第166号
令和2年(2020年)
12月11日
金曜日

目次

告示

- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 宅地建物取引業法の規定に基づく免許取消処分のお知らせ（建築安全課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（自動車税事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の占用を制限する区域の指定（北本県土整備事務所）
- 令和2年12月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等について（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置状況の公表（監査第二課）

告 示

埼玉県告示第千四百六号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百七号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千四百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

（変更後） 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六―一 外 計三者

（変更後） 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六―一 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年八月二十一日外

ニ 届出年月日

令和二年十一月五日

二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ七本木店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木千八百九十番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

ハ 変更年月日

令和二年六月一日

ニ 届出年月日

令和二年十一月五日

二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク東松山東平店

埼玉県東松山市東平二千三百七十四番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク東松山東平店

埼玉県東松山市東平二千三百七十四番地一外

（変更後）ベルク東松山東平店

埼玉県東松山市東平二千三百七十四番地一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ寄居

埼玉県大里郡寄居町寄居九百二十五―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー川口芝店新築工事

埼玉県川口市大字芝字梅ヶ坪二百六十二街区二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

オーケー店舗保有株式会社 代表取締役 田中銀一

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年八月二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百七十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年十二月一日

二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口駅東口第三工区市街地再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目百五番地十五外十五筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 赤羽興業株式会社 代表取締役 小野哲夫 外 計二十三者

東京都北区赤羽一丁目七番四号

（変更後） 赤羽興業株式会社 代表取締役 小野哲夫 外 計二十三者

東京都北区赤羽一丁目七番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社川口そごう 代表取締役 米谷浩

埼玉県川口市栄町三丁目五番一号 外 計五者

（変更後） 株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計四者

ハ 変更年月日

令和二年九月一日外

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口駅東口第三工区市街地再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目百五番地十五外十五筆

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二六二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二六二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 六か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年七月二十一日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ南栗橋店

埼玉県久喜市南栗橋四丁目五番十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 近隣住民の迷惑とならないよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じ
て事前説明等を実施すること。

(2) 近隣住民からの騒音等に関する苦情には、事業者が対応すること。

二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千四百十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
秩父市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第千四百十七号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（戸田市四級基準点改算業務）

三 作業地域

埼玉県戸田市

四 作業期間

令和二年十月六日から令和三年三月二十六日まで

告示

埼玉県告示第千四百十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和二年十二月六日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	Re・B株式会社
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	伊藤 拓磨
主たる事務所の所在地	千葉県柏市あけぼの三丁目二番五号（宅地建物取引業法上の事務所所在地埼玉県越谷市大里四十二番地九）

告示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和二年十二月十一日

埼玉県自動車税事務所長 大島 清

氏名又は名称	有限会社日野商店
代表者の氏名	代表取締役 日野 亮輔
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目五百八十七番地
指定取消年月日	令和二年十月三十一日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十二月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	上尾市愛宕三丁目一七八四番三地先から同市愛宕三丁目一七九四番二地先まで	区 間
一四・一〇〇～二四・六〇	一一・〇〇〇～一八・一〇	敷地の幅員 (メートル)
	一四〇・〇〇	延長 (メートル)
	平成三十年十月十九日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号の変更である。	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十二月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

<p>路線名</p>	<p>鴻巣桶川さいたま線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>上尾市愛宕三丁目一七八四番三地先から同市愛宕三丁目一七九四番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年十二月十一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和二年十二月十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四〇・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年十二月十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 鴻巣桶川さいたま線 上尾市愛宕三丁目一七八四番三地先から同市愛宕

三丁目一七九四番二地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年十二月十二日

告示

埼玉県選管告示第三十七号

令和二年十二月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、〇六四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六九、一四五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、二九二人
南第二区 川口市	一四七、六〇〇人
南第三区 さいたま市西区	二五、八一八人
南第四区 さいたま市北区	四一、二六〇人
南第五区 さいたま市大宮区	三三、〇八二人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、五四一人
南第七区 さいたま市中央区	二八、四〇三人
南第八区 さいたま市桜区	二六、六三八人
南第九区 さいたま市浦和区	四五、三四九人
南第十区 さいたま市南区	五二、二八一人

南第十一区	さいたま市緑区	三四、七三〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六九九人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、四六五人
南第十四区	桶川市	二一、三三九人
南第十五区	北本市	一九、〇五六人
南第十六区	鴻巣市	三三、四二九人
南第十七区	志木市	二一、〇〇二人
南第十八区	新座市	四五、八四五人
南第十九区	蕨市	二〇、〇七〇人
南第二十区	戸田市	三六、八四二人
南第二十一区	朝霞市	三八、九〇一人
南第二十二区	和光市	二二、九五五人
西第一区	所沢市	九六、八八一人
西第二区	入間市	四一、五三七人
西第三区	飯能市	二二、六七〇人
西第四区	狭山市	四二、八〇六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇〇三人
西第六区	富士見市	三一、〇五九人
西第七区	川越市	九七、八四一人
西第八区	日高市	一五、五五三人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、〇三二人
西第十区	坂戸市	二七、八二七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六一六人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、二七七人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、〇一五人
北第一区	秩父市	一七、四八九人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、一八九人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、八〇三人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、三七二人
北第五区	熊谷市	五五、二一〇人
東第一区	行田市	二二、七九一人
東第二区	羽生市	一五、一七五人
東第三区	加須市	三一、七〇三人
東第四区	久喜市	四三、一四三人

東第五区	蓮田市	一七、五八九人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三六九人
東第七区	春日部市	六六、四五一人
東第八区	越谷市	九五、四一九人
東第九区	八潮市	二五、一四八人
東第十区	三郷市	三九、一三三人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、一八四人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九二四人

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和二年十二月十一日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

令和2年度第2回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和元年度、令和2年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 32機関（別紙「監査の対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和2年8月19日～令和2年10月18日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 2件 (2機関)

番号	部局	機関	概要
1	企業局	地域整備事務所	平成31年度に長期継続契約を締結した「庁舎清掃業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。
2	病院局	循環器・呼吸器病センター	令和2年度に締結した「輸液ポンプの賃貸借契約」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していたことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	朝霞県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所
県民生活部	消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
環境部	環境整備センター
保健医療部	東松山保健所
産業労働部	産業技術総合センター、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校
農林部	川越農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、花と緑の振興センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場
病院局	循環器・呼吸器病センター
教育局	歴史と民俗の博物館、近代美術館、朝霞西高等学校、入間向陽高等学校、坂戸西高等学校、鷲宮高等学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、三郷特別支援学校
警察本部	川口警察署、東松山警察署、小川警察署、児玉警察署

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和二年十二月十一日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企画財政部	改革推進課	令和2年10月9日 (第148号)	令和2年度に締結した「オープンデータカタログシステムに係る運用保守業務委託」について、契約書を作成せず、委託先業者に委託業務を行わせていたことは不適切であった。	<p>所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知した上で、契約事務に関する正確な知識を習得するため、担当者に対し財務自主研修に取り組みせ、担当者全員の研修実施を確認することにより、契約事務の適正な執行の徹底を図った。</p> <p>さらに、契約事務の遅延を防ぐため、契約の進捗状況を把握するための一覧表を作成した。また、毎月の財務自己点検と併せて、担当者及び進行管理責任者（担当主幹）が一覧表を必ず確認し、契約事務の適切な進行管理を図ることとした。</p> <p>特に処理手続が多く発生する年度当初については、一覧表の随時の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

農林部	森づくり課	令和2年10月9日 (第148号)	<p>令和元年度の「木と人つなごう木育推進業務委託」について、業務内容に変更があったにもかかわらず変更契約書を作成しなかった。</p> <p>また、完了報告書の内容を十分に精査することなく完了検査で業務の完了を認めたことは、著しく不適切であった。</p>	<p>監査結果に至った原因及び経緯などを課内全職員に周知し共有するとともに、委託契約事務等について同様の誤りがないよう、次の再発防止策を実施することとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適正な契約事務と財務知識の向上を図るため、今年度末までに課内全職員を対象に財務研修を行う。併せて、契約事務等の財務事務の処理に疑義が生じた場合には、随時、出納総務課に相談する。 2 変更契約の必要性の判断に当たっては、毎月の自己検査票に変更契約に係る確認項目を追加して検査確認を徹底する。 併せて、監督員用の「変更契約・完了検査前チェックリスト」を作成してチェック票に基づき変更契約を行う。また、完了報告書が提出された際に、契約内容と合致しているかを上記チェック票を利用して確認する。 3 完了検査の際には、契約書及び仕様書と完了報告書に添付された提出書類について整合しているかを検査員用の「完了検査チェックリスト」を作成し確認する。 4 検査員は担当ライン以外の者を選定し、複数チェック体制を執る。
-----	-------	----------------------	---	---

教育局	教職員課	令和2年10月9日 (第148号)	<p>令和元年度に判明した臨時的任用教員の退職手当の一部未払は、平成27年度からの5年間で9,723人分約27億円に達した。</p> <p>その後、未払を是正するための支出事務において、遅延損害金の辞退を書面で提出後、電話で撤回を申し出た23人のうち5人分について支払額の確認作業を誤り、遅延損害金248,820円の支払が約2か月遅延したことは、事務の管理執行体制が不適切であった。</p>	<p>再発防止に向けて次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課内会議で本事案の周知をするとともに適正な給与制度の運用及び支給事務がなされるよう徹底を図った。 ・ 外部からの問合せ及び対応状況を、管理職を含めて課内で情報共有し、対応に誤りや漏れがないかを確認することとした。 ・ 特に、金銭の支払を伴うような重要な案件については、支払相手から書面による意思表示を求め、管理職を含めて課内で情報共有・確認の徹底を図ることとした。 ・ 起案時において根拠法令や制度の改正状況等を確認するよう、起案理由の中にチェックリスト欄を設け、必ず確認を行うこととした。 ・ また、毎年度当初、管理職を含めた担当職員全員で制度の確認を行い、日頃から「気づき」ができるような環境づくりをする。 ・ なお、制度改正時には、改正内容について管理職や他担当の役付職員を含めて担当職員全員で確認を行い、関係部局との情報共有を徹底する。併せて、改正内容に不明な点がある場合などには、必要に応じ、国や過去の担当者にも問合せを行うこととする。
-----	------	----------------------	---	---

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	みどり自然課	令和2年10月9日 (第148号)	平成31年度に締結した「傷病野生鳥獣保護治療業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを委託者に提出させていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果を課内全職員に周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務チェックシート（契約編）に「個人情報取扱い特記事項」の項目を追加し、契約書作成時の必要事項のチェックを徹底する。 ・ 契約書及び仕様書に基づいて受託者に提出を求める書類の一覧表を契約書に添付するとともに、提出期限を示して、早期提出を促す。 ・ 自己検査のチェック項目に提出書類の確認を追加し、複数職員によるチェックを徹底する。
警察本部	会計課	令和2年10月9日 (第148号)	令和元年度に締結した「警察通信施設中央サーバの賃貸借契約」及び「ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借契約」について、支出負担行為の決裁区分が副部長のところ課長が決裁していたことは、不適切であった。	<p>使用料及び賃借料の支出負担行為を起票する際は、単年度契約及び長期継続契約の誤認を防止するため、送付票の右上余白に単年度契約は「単」、長期継続契約は「長」の記号を正確に記載することにより、財務規則別表第2などに基づく適正な決裁権者を確認することとした。なお、長期継続契約後に単年度契約に切り替わる事案については、特に注意することとする。</p> <p>また、決裁ルート上の職員全員が上記に十分注意しながら、適正な決裁権者を確認する。</p> <p>併せて、長期継続契約の件数の多い委託料についても、同様の取組を行い、再発防止を図ることとする。</p> <p>さらに、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底する。</p>